

## 《固定資産税の過疎法による課税免除について》

令和3年より「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に伴い、課税免除の要件が変更になりました。

過疎地域の産業の振興及び雇用の確保を目的として、尾花沢市内の定められた区域内に以下の対象業種の設備を取得・製造・建設した際、一定の要件を満たしている場合は、尾花沢市過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税免除条例に基づき、固定資産税が課される初年度から連続して3ヶ年度の固定資産税の一部または全部の課税が免除されます。

### 1. 課税免除の適用を受けるための要件

所得税法または法人税法に規定する青色申告書を提出する法人または個人

### 2. 指定区域

指定区域とは、次に掲げる区域をいいます。

過疎条例の適用区域	尾花沢市全域
-----------	--------

### 3. 対象となる業種等

		過疎法	
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等		
取得要件	製造業、旅館業		
	資本金の規模	5000万円以下	500万円以上
		5000万円超 ～1億円の法人	1000万円以上
		1億円超の法人	2000万円以上
農林水産物等販売業 ※1、情報サービス業等		500万円以上	
対象設備	<b>取得、製造、建設</b> (建物及び附属設備については、増築、改築、修繕、模様替の工事による取得、建設を含む)。但し、資本金の規模が5000万円超の法人については、新增設に係る取得等に限る。		
適用期間	令和3年4月1日以降に取得し、令和9年3月31日まで		

※1 農林水産物等販売業とは、地域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において、主に地域以外の者に販売することを目的とする事業(例：観光客向けの農林水産物販売所、農家レストランなど)

### 4. 対象となる資産

取得した資産の種類		取得要件の判定	課税免除の該当の有無	備考
土	地	×	○	取得要件には含まないが、課税免除の対象になる(対象となる建物の垂直投影部分のみ)。但し、 <u>取得後1年以内に建物が建築された土地</u> 。
建物(附属設備含む)		○	○	附属設備は建物と同時取得された場合のみ
償却資産	構築物	○	×	※2
	機械及び装置	○	○	旅館業の機械及び装置は該当にならない。既存設備の取替又は更新の場合は生産能力がおおむね30%以上増加していること。
	車両及び運搬具	○	×	※2
	工具器具及び備品	○	×	※2
		取得金額が旧過疎法の場合、合計2,700万円を超える場合に該当 新過疎法の場合、上記通り業種・資本金等の規模による		

- ・適用設備は、租税特別措置法第12条または第45条の規定により、特別償却を受けられるべきものであること。
  - ・その他、建物を新增築しても別棟の倉庫にのみの場合は該当にはなりませんので、詳細はお問い合わせ下さい
- ※2 償却資産のうち「構築物・車両及び運搬具・工具器具及び備品」において、生産設備の用に直接供されるもののみ、取得要件に含めることができる。但し、課税免除の対象にはならない。

## 5. 課税免除の適用期間

課税が免除された初年度から連続した3ヶ年度

## 6. 課税免除の申請

### (1) 申請期限

固定資産税の課税免除を受けようとする時は、次に掲げる期限まで課税免除の申請書を提出して下さい。期限後に申請された時は、原則として課税免除の適用を受けられません。

<b>初年度</b>	適用を受ける設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日 (ただし、当該法人の事業年度に係る確定申告書の提出期限が3月15日までに到来しないときは、当該申告書の提出期限(又は株主総会の開催等の事情で、申告期限の延長特例を受けている場合は、その期限まで)。
<b>継続年度</b>	適用を受ける設備を事業の用に供した日の属する年以後3ヶ年の各年のそれぞれ翌年の3月15日。【課税免除申請書のみ提出】

- ・ 課税免除申請書等は、市役所税務課に備え付けてあります(HPにも掲載)。
- ・ 特に建物の課税免除申請を受ける場合、固定資産税が課税になってからの申請ではなく、あくまで取得した事業年度の終わりから2ヵ月以内の申請(申告延長している場合、その期限まで)になるので、注意して下さい。

### (2) 申請にあたって提出書類 ※各1部を作成のうえ、提出して下さい。

- ① 固定資産税課税免除申請書(尾花沢市の別記様式第1号)
- ② 法人税または所得税の確定申告書の写し(別表1)  
税務署の受付印のあるもの。電子申告の場合は受付印のかわりに、データ受付が完了したとわかるもの(受付番号が記載されたもの)を添付
- ③ 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書(法人税施行規則別表16(1)または(2))
- ④ 特別償却の償却限度額の計算に関する付表  
(又は特別償却をしていない場合は、その理由書[任意様式])
- ⑤ 償却資産明細書 …… 耐用年数、取得年月日、取得価額、資産分類が記入されているもの  
該当償却資産に整理番号をつけること ←-----
- ⑥ 事業所全体の見取図 …… 事業所全体の建物配置が記載されているもの
- ⑦ 建物の平面図及び登記簿の家屋図面(免除申請を受ける家屋がある場合)
- ⑧ 償却資産の配置図 …… 工場等の平面図に対象資産の番号を配置し生産ラインを矢印で示す  
該当償却資産に整理番号をつけること ←-----
- ⑨ 土地・家屋に関する売買契約書又は建築契約書、着工届の写しと登記簿の写し(該当がある場合)
- ⑩ 決算書 …… 当期分及び前期分(貸借対照表、損益計算書等)
- ⑪ 生産高比較表[任意様式] …… 当期分及び前期分の月別売上比較表
- ⑫ 年次別建設計画書[任意様式] …… 翌年度以降の3ヶ年度分
- ⑬ 企業パンフレット等 …… 事業所の概要や製造品等が分かるもの
- ⑭ 確定申告書の延長特例を受けている場合は、その理由書[任意様式]

一致

※ 審査(現地確認)後、課税免除の決定を行います。なお、初めて提出される場合は、該当の可否も含めて事前にご相談下さい。

提出先・問い合わせ先

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号  
尾花沢市役所 市民税務課 資産税係(過疎法担当)  
TEL:0237(22)1111 FAX:0237-24-0320  
Mail:shiminzeimu@city.obanazawa.yamagata.jp